

「児童虐待」から子供を守ろう！

※ 児童虐待とは、保護者がその監護する児童(18歳未満の者)に対して次の行為をすることをいいます。

身体的虐待

殴る、蹴る、首を絞める、投げ落とす、熱湯をかける、激しく揺さぶる、戸外に閉め出すなど児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。



性的虐待

児童に対して淫行する、性的暴力・性的行為の強要やそそのかし、性器や性交を見せる、児童ポルノの被写体にするなど児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。



怠慢又は拒否(ネグレクト)

適切な食事を与えない、乳幼児を車の中に長時間放置する、乳幼児を家に残したまま長時間外出する、着衣を長時間着替えさせないなどひどく不潔なままにする、病気になっても医者にみせないなど保護者としての監護を著しく怠ること。



心理的虐待

暴力的な言動により児童を脅す、他の兄弟姉妹と比べ著しく差別的取扱いをする、児童を無視したり拒絶的な態度を示す、児童の面前で配偶者やその他の家族に対して暴力を振るうなど児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。



110番!!



虐待かもと感じた際は、松本警察署や駐在所に早期に通報してください。

指名手配被疑者捜査強化月間

令和7年11月1日～11月30日までの間

令和7年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、凶悪事件などで特に警察庁が指定している重要指名手配被疑者を始めとして、約590人に上っています。

これらの被疑者は、殺人、強盗等の凶悪事件のほか、暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領等の事件に関して指名手配されており、再び犯行を行うおそれがあります。



一般市民に紛れて身を潜める指名手配被疑者を早期に検挙するためには、県民の皆さんの御協力が是非とも必要ですので、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報をお願いします。